

前回定例会（令和5年8月3日）以降の資源エネルギー庁の動き

令和5年9月6日
資源エネルギー庁
柏崎刈羽地域担当官事務所

1. エネルギー政策全般

○我が国の石油・天然ガスの自主開発比率（令和4年度）を公表します【8月15日】

令和4年度の我が国の石油・天然ガスの自主開発比率は、前年度比－6.7%の33.4%となりました。

1. 自主開発比率

石油・天然ガスの自主開発比率は、石油・天然ガスの輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合と定義されます。

石油・天然ガスの大半を海外からの輸入に頼る我が国にとって、安定的な資源・エネルギー供給の確保は必要不可欠です。そのため、第6次エネルギー基本計画（令和3年10月閣議決定）において、国産を含む石油・天然ガスの自主開発比率を、2030年度に50%以上、2040年度に60%以上に引き上げることを目指すこととしています。

2. 要因分析

令和4年度の石油・天然ガスの自主開発比率は、前年度と比べ6.7%減少しました。これは、新型コロナウイルスによる経済活動低迷状況から回復傾向にあり原油輸入量が増加した一方で、国際情勢やエネルギー市場の変化により、我が国企業が権益を持つ石油・天然ガスの引取量が減少したことによるものと考えられます。

○東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出に関する中華人民共和国及びロシア連邦からの共同質問状への回答を行いました【8月21日】

7月31日、日本政府は、東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出に関する中華人民共和国及びロシア連邦からの共同質問状を受領しました。

8月18日付けで、日本政府として中華人民共和国及びロシア連邦からの共同質問状への回答を行いました。回答については、IAEAのウェブサイトに掲載されています。（<https://www.iaea.org/sites/default/files/publications/documents/infcircs/2023/infcirc1121.pdf>）

昨年も2回、中華人民共和国及びロシア連邦からの共同質問状を受領していますが、いずれも日本政府として、科学的根拠に基づき丁寧に回答しています。

今後も関係省庁等が一体となって、ALPS処理水の安全性や東電福島第一原発の状況についての情報を国際社会に対して透明性をもって丁寧に説明していきます。

○第6回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、第6回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議を開催しました

【8月22日】

8月22日に、第6回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、第6回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議が開催され、ALPS処理水の具体的な海洋放出時期の見込みが示されました。

(関連資料)

- (1) ALPS処理水の処分に関する基本方針の実行と今後の取組について
(令和5年8月22日) (<https://www.meti.go.jp/press/2023/08/20230822004/20230822004-1.pdf>)
- (2) 「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」の実行と今後の取組について (<https://www.meti.go.jp/press/2023/08/20230822004/20230822004-2.pdf>)
- (3) ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画 (<https://www.meti.go.jp/press/2023/08/20230822004/20230822004-3.pdf>)

○ALPS処理水の処分に係る風評対策・流通対策連絡会を開催しました【8月23日】

8月23日、西村経済産業大臣出席の下、小売関係の業界団体(※)と、経済産業省福島復興推進グループ及び商務・サービスグループ等の担当部局からなる「ALPS処理水の処分に係る風評対策・流通対策連絡会」を開催しました。小売業界からは、「ALPS処理水の海洋放出が開始された後も、三陸常磐ものをこれまでどおり取り扱っていききたい」という考え方が示されました。

(※) 日本チェーンストア協会、一般社団法人全国スーパーマーケット協会、一般社団法人日本スーパーマーケット協会、一般社団法人日本ボランティアチェーン協会、オール日本スーパーマーケット協会、一般社団法人日本百貨店協会

西村経済産業大臣から、ALPS処理水の海洋放出について、政府として安全性の確保や透明性の高い情報発信に取り組んでいくことなどを述べた上で、小売業界に対して、三陸常磐ものの変わらない取扱いや、三陸常磐ものの魅力発信・販売促進への協力を依頼しました。

小売業界からは、「ALPS処理水の海洋放出が開始された後も、三陸常磐ものをこれまでどおり取り扱っていききたい」という考え方をお示しいただきました。また、4月の連絡会で要望いただいた、国際機関等の第三者による安全性の厳格な確認や、トリチウムを含むモニタリング結果の公表、安全性についての統一的な説明資料の作成、小売業が紹介できる対応窓口の設置などの対策に、引き続き取り組んでほしい旨、要望いただきました。

○ALPS処理水の処分に伴う経営・輸出等の対策に関する特別相談窓口の設置及びアドバイザーの派遣を行います【8月24日】

政府は、令和3年4月に、ALPS処理水を海洋放出する基本方針を決定し、本年8月22日には、政府としてALPS処理水の処分が完了するまで安全確保、風評対策・なりわい継続に全責任を持って取り組むことを確認した上で、海洋放出開始は8月24日を見込むと示し、東京電力ホールディングス株式会社が同日に放出を開始しました。

他方、ALPS処理水の放出に関しては、新たな風評影響の発生についてご懸念の声をいただいていることから経営・輸出等について事業者の皆様からのご相談を受け付ける体制を改めて整備しました。

1. 特別相談窓口の設置

中小企業基盤整備機構（全国の地域本部及び沖縄事務所）、日本貿易振興機構（ジェトロ）（本部、大阪本部、全国の事務所）及びよろず支援拠点（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の地域）に特別相談窓口を設置します。

（ご利用例）

- ・売上の減少等のお悩みを抱えている中小企業等の相談に対して、新たな販路の拡大や新商品の開発などの支援策情報を提供し、ハンズオンで支援を行います。
- ・食品輸出に当たって現地通関、物流、取引先とのトラブルが生じた中小企業等の相談に対してアドバイスをを行うほか、新たな海外販路開拓に関する相談に対応します。

2. アドバイザーの派遣

中小企業基盤整備機構北海道本部、東北本部（福島支援センター含む）及び関東本部は、アドバイザーを派遣し、事業計画の策定や販路開拓等に関する相談及びアドバイスをを行います。

(ご利用例)

・売上げの減少等のお悩みを抱えている中小企業等を訪問し、個別の課題等を確認しながら、事業計画の策定や生産性改善の提案等を行います。

3. お問い合わせ一覧

<https://www.meti.go.jp/press/2023/08/20230824005/20230824005.html>

○ALPS処理水放出後に採取した海水のトリチウム濃度の分析結果を公表します【8月25日】

政府は、8月22日に、関係閣僚等会議を開催し、ALPS処理水の処分が完了するまで安全確保、風評対策・なりわい継続に全責任を持って取り組むことを確認した上で、海洋放出開始は8月24日を見込むと示しました。これを受けて、東京電力ホールディングス株式会社が同日13時3分に放出を開始しました。

放出開始後、同社は、福島第一原子力発電所から3km以内の10地点にて海水を採取し、トリチウム濃度の迅速な測定を行いました。その結果、トリチウム濃度は検出下限値未満であり、問題がないことを確認しました。

海水のトリチウム濃度の分析結果については、一目でわかるマーク形式で表示するサイトを経済産業省の特設ホームページに公開しています。(https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/shirou_alps/monitoring/)

○西村経済産業大臣がグロッシェーIAEA事務局長とオンライン会談を行いました【8月25日】

西村経済産業大臣は、国際原子力機関（IAEA）のグロッシェー事務局長とオンライン会談を行いました。西村大臣よりALPS処理水の海洋放出が開始され、放出後最初のモニタリング結果が得られたことを説明するとともに、両者は、海洋放出開始後も、長期にわたり、引き続き緊密に連携していくことを確認しました。

西村大臣からは、これまでのALPS処理水の安全性に関するレビュー、福島に常駐するIAEA職員による放出後の立会いや独立したモニタリングの実施、及び今後も海洋放出の安全性のレビューを継続することに対して謝意を述べるとともに、引き続き日本政府は、IAEAによる追加的なレビュー及びモニタリングへの関与にしっかりと対応していく旨述べました。また、IAEAによる継続的な情報発信を改めて要請するとともに、モニタリングの結果を迅速かつ正確に情報発信していく重要性について確認しました。

加えて、西村大臣から、廃炉が完遂するまで日本政府として責任を持って取り組んでいく旨述べ、引き続き、長期にわたるIAEAからのALPS処理水の安全性確保への協力を要請しました。

○第13回核燃料サイクル協議会を開催しました【8月29日】

内閣府・文部科学省・経済産業省は、核燃料サイクル協議会（※）を開催しました。本協議会では、青森県知事と松野官房長官・関係閣僚等が、核燃料サイクル政策や特定放射性廃棄物の最終処分、原子力人材の育成・研究開発について意見交換を行いました。

※核燃料サイクル政策について、青森県と関係閣僚が意見交換を行う場。1997年の設置以降、過去、計12回開催。（前回：令和2年10月21日）

1. 内容

(1) 宮下青森県知事からの確認・要請

①原子力・核燃料サイクル政策の推進について

- ・国策としての原子力・核燃料サイクル政策の推進について確認。
- ・六ヶ所再処理工場、MOX燃料工場の着実な竣工・操業、プルサーマルの推進など、軽水炉サイクル実現に向けた取組の確認。
- ・高速炉サイクルの実現に向けた取組の確認。
- ・研究機関の青森県への立地も含め、原子力関係の人材育成及び関連技術の研究開発を着実に進めることを要請。

②原子力施設の安全性の確保について

- ・国から原子力事業者に対する安全審査対応等の指導を要請。

③特定放射性廃棄物の最終処分と搬出期限の遵守について

- ・青森県を特定放射性廃棄物の最終処分地にしないことの確認。
- ・最終処分のプロセス加速化の取組の確認。
- ・青森県に搬入されたガラス固化体の搬出期限の遵守と取組の確認。

④地域振興と立地地域との共生について

- ・立地・周辺市町村及び全県への地域振興に対する基本認識の確認。
- ・国、立地自治体、事業者等が一体となり、地域と原子力施設の共生を考える会議体の早期設置を要請。

⑤原子力防災対策について

- ・避難道路や放射線防護対策施設、大間原子力発電所・むつ使用済燃料中間貯蔵施設に係るオフサイトセンターの整備等をはじめ原子力防災対策について、国が前面に立って継続的に充実強化を図ることを要請。
- ・原子燃料サイクル施設を含む「東通地域の緊急時対応」の取りまとめに当たっては、県及び市町村と十分協議・調整のうえ、実効的なものとするを要請。

⑥使用済燃料対策について

- ・使用済燃料対策に関する国の認識と対応について確認。

(2) 関係閣僚からの回答

①原子力・核燃料サイクル政策の推進について

- ・エネルギーの安定供給と脱炭素化に向けて、安全性の確保を大前提に、原子力を安定的に利用していくことが必要。
- ・核燃料サイクルは、エネルギー基本計画で閣議決定している通り、我が国の基本的方針として、引き続き堅持していく。
- ・軽水炉サイクルの実現に向けて、六ヶ所再処理工場や MOX 燃料加工工場の竣工は最も重要。安全性の確保を大前提に、竣工目標の達成と操業に向けた準備を、官民一体で進めていく。
- ・また、電気事業連合会が 2030 年度までに少なくとも 12 基でのプルサーマル実施を目指す旨を表明しているところ、国も事業者と連携しながら、プルサーマルを一層推進していく。
- ・高速炉の実証炉開発に向け、予算措置と開発の中核となる企業を選定したところ、高速炉サイクルの実現に向けて開発を推進していく。
- ・原子力利用の基盤である技術・人材の維持・強化のため、長期的な目線に立って取り組む。
- ・「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を堅持しつつ、原子力委員会が示した基本的な考え方を通して、プルトニウムの適切な管理と利用に取り組む。
- ・核燃料サイクルの確立や原子力の安全性の向上に向け、研究開発の推進や高いレベルの人材の確保・育成に取り組んでいく。

②原子力施設の安全性の確保について

- ・原子力事業者に対して、審査に的確に対応し、安全対策工事を着実に実施するとともに、安全マネジメント体制の整備を進めるよう、引き続き指導していく。

③特定放射性廃棄物の最終処分について

- ・青森県を特定放射性廃棄物の最終処分地にしない約束は引き続き遵守。
- ・高レベル放射性廃棄物については、事業者において地元との搬出期限の約束を遵守するよう、国としても指導する。
- ・文献調査の実施地域の拡大を目指し、最終処分に向けた取組を加速させることにより、法令に基づくプロセスに従って早期に最終処分地に関する目途がつけられるよう、最善の努力を尽くす。

④地域振興と立地地域との共生について

- ・立地市町村をはじめ、周辺市町村や青森県の持続的な発展を図っていくことが重要と認識。
- ・地域と原子力施設の共生に向けた方策を検討する会議体を早期に設置する。

⑤原子力防災対策について

- ・原子力災害に関する対策や、原子燃料サイクル施設を含む「東通（ひがしどおり）地域の緊急時対応」の取りまとめに当たっては、地域原子力防災協

議会の枠組を活用しながら、関係省庁や関係自治体と連携し、原子力防災体制の充実・強化に着実に取り組む。

⑥使用済燃料対策について

・むつ中間貯蔵施設の事業開始について地域をあげて協力していただきたい。貯蔵能力の拡大に向けた具体的な取組の進展は重要な課題と認識。このような取組に加え、事業者間の一層の連携強化を進めることも使用済燃料対策の柔軟性を確保する上で大きな意義がある。

(3) 電気事業連合会会長からの回答

①原子力・核燃料サイクル政策の推進について

・原子燃料サイクル確立に向けた、総合的かつ整合的な対応を実施する。
・六ヶ所再処理工場の竣工に向けて、日本原燃をオールジャパン体制で支援すると共に、事業者間の連携・協力を含め、プルサーマルを推進する。

②原子力施設の安全性の確保について

・安全性の確保を大前提に、社会および地元の皆様と信頼関係を構築の上で事業を運営することが最も重要であり、安全マネジメント改革タスクチームを活用し、継続的に安全マネジメント品質を高める活動を実施する。

③特定放射性廃棄物の最終処分と搬出期限の遵守について

・青森県を特定放射性廃棄物の最終処分地にしないことの確約を引き続き遵守する。

・最終処分の実現に向けて、国・NUMO・電力の合同チームの連協を強化し、文献調査の実施地域の拡大に取り組む。

・青森県に搬入されたガラス固化体の搬出期限を遵守し、そのための取組についても検討する。

④地域振興と立地地域との共生について

・青森県の発展に貢献するため、地域振興への協力に取り組む。
・今後の協力の内容や進め方は、有効な協力ができるよう、国や県と相談しながら進める。

⑤使用済燃料対策について

・使用済燃料対策推進計画に基づき、中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建設・活用を進めることで、使用済燃料の貯蔵能力拡大を図る。

・事業者間の連携を一層強化し、取り組みを着実に推進する。

(4) 官房長官からの発言 締めくくり

・我が国の原子力政策にとって、核燃料サイクルの確立は重要。六ヶ所再処理工場の竣工目標実現と操業に向け、政府の総力を挙げて、事業者と一体となって取り組む。安全性の確保を第一に、核燃料サイクル政策を推進する。

・青森県を最終処分地にしない旨の約束は、現内閣においても継承。

- ・最終処分は必ず解決しなければならない課題。「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」に沿って、政府として最終処分の実現に向けた取組を加速する。
- ・原子力施設が地域と共生することが重要。その実現に向け、関係省庁が連携して取り組む。
- ・原子力政策について、安全確保を第一に、政府一丸となつてぶれることなく進める。青森県の皆様には、引き続き、御理解と御協力をお願いしたい。

○令和6年度概算要求・税制改正要望について（経済産業省）【8月31日】
<https://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2024/index.html>

○駐日中国大使館ホームページで掲載された、ALPS 処理水の海洋放出に関するコメントについて、中国政府に対して回答を行いました【9月1日】

1. 主旨

駐日中国大使館ホームページにおいて、ALPS 処理水の海洋放出に関するコメントが掲載されました。これらのコメントには、事実及び科学的根拠に基づかない内容が含まれていました。日本政府としては、これまでも、中国側から直接提起された指摘には、誠意をもって、科学的根拠に基づき回答してきており、今回のコメントに関しても同様に、本日、中国側に対して以下のとおり回答しました。

日本政府は、本回答に限らず、今後も ALPS 処理水について、高い透明性をもって、科学的根拠に基づく丁寧な情報提供を続けていきます。中国政府に対しては、こうした科学的根拠のない発信により人々の不安をいわずらに高めるのではなく、正確な情報を発信するよう引き続き求めます。

2. 中国側のコメントへの回答

【中国側の1つ目のコメントへの回答】

中国政府は、1つ目のコメントとして、日本側は、トリチウムは希釈・処理されている点を説明する一方で、他の核種については説明していないとしています。また、中国政府は、ALPS 処理水には60種類以上の放射性核種が含まれており、トリチウムのほか、多くの核種の有効な処理技術がないとしています。さらに、中国政府は、「基準値を満たすこと」と「存在しないこと」は別であり、ALPS 処理水の海洋放出は、海洋環境や人体に予期せぬ被害をもたらす可能性があるとしています。

これらの点について、正確な事実は以下のとおりです。

ALPS（多核種除去設備）は62の核種を確実に除去するように設計されていますが、半減期を考慮すべきなどのIAEAの指摘を受け、処理前の水に現実的に存在し得る核種は29核種であると考えています。IAEAは、包括報告書において、この選定方法は「十分保守的かつ現実的」と評価しています。また、日本の分析に加え、IAEA及び第三国機関の分析でも、その他の核種は検出されて

いません。こうした内容については、原子力規制委員会の審査や IAEA のレビューを通じて公開されています。いわゆる「60 種類以上の放射性核種が含まれている」とする中国側の主張は、科学的根拠を有するものではなく、IAEA の見解とも異なるものです。

これらの核種については、ALPS による処理を経た後、規制基準未満まで除去します。処理後に検出されたことのある核種は、29 核種のうち 9 核種だけであり、それらも規制基準を十分に下回るまで浄化できています。これまでの運転実績から、ALPS は十分な浄化性能を有することが実証されており、IAEA も、それらのうち多くの核種は検出されることはないほど濃度が低いと評価しています。（注：包括報告書の該当箇所而言及。）

ALPS 処理水の海洋放出による人及び環境への放射線影響は、国際的な基準及びガイドラインに沿って、海洋拡散、核種の生物濃縮や長期の蓄積も考慮して入念な評価を行った結果、無視できるものです。IAEA は、包括報告書において、この点についても結論として明記しています。いわゆる「海洋環境や人体に予期せぬ被害をもたらし得る」との中国側の主張は、科学的根拠を有するものではなく、IAEA の見解とも異なるものです。

放出される水は、中国側が言うような「汚染水」ではなく、十分に浄化された「ALPS 処理水」を更に希釈したものであり、放射性物質の濃度が規制基準を大幅に下回るレベルの水です。IAEA は、公衆の混乱を避けるためには用語への理解が重要であり、用語を区別すべきと指摘しています。日本政府は、中国政府に対し、IAEA の指摘を真摯に受け止め、不適切な表現を行わないよう求めます。

【中国側の 2 つ目のコメントへの回答】

中国政府は、2 つ目のコメントとして、日本側はすべての核種をモニタリングしているわけではなく、モニタリング対象となる海洋生物の種類も少ないので、日本側が公表しているモニタリングデータだけでは、ALPS 処理水の放出が安全で無害とすることはできないとしています。また、中国側は、日本側が発表しているデータの大部分は東京電力自身がサンプリングし、検査し、公表しているものであるが、東京電力が発表したデータは信頼できないとしています。

これらの点について、正確な事実は以下のとおりです。

日本は、東京電力福島第一原子力発電所の事故後、政府が定める「総合モニタリング計画」に基づいて、包括的かつ体系的な海域モニタリングを行っています。同計画においては、東京電力のみならず、環境省、原子力規制委員会、水産庁及び福島県がモニタリングを行っており、その結果については各省庁のウェブサイト及び包括的海域モニタリング閲覧システム等において公開されています。放出開始後のモニタリング結果は、ほとんど検出下限値未満であり、検出されたものも極めて低い濃度であり、安全であることが確認されています。ALPS 処理水は、計画どおりに放出されています。

東京電力のデータの信頼性については、原子力分野において国際的な安全基準の策定・適用を行う権限のある IAEA のレビューを受けており、東電の分析能力や信頼できる業務体制を有するか等も含め評価されています。このレビューには中国の専門家も参加しており、中国の専門的知見も踏まえた上で評価されたものです。

海洋放出される ALPS 処理水の安全性については、放出前のモニタリングを徹底した上で、海域モニタリングにおいて、海水中のトリチウムの観測点を増やす等の強化を行っているほか、放出開始後は、東京電力のみならず、各機関が、トリチウムの分析を頻度を高めた上で迅速に行い、その結果を速やかに公表しています。

また、トリチウム以外の核種についても、例えば、環境省は、上述の 29 核種を含めた幅広い核種のモニタリングを行うこととしており、特に、海洋放出開始後は、海水中の γ 線放出核種を毎週モニタリングし、結果を公表しています。原子力規制委員会は、以前より、定期的に、海水のセシウム 134 及び 137、ストロンチウム 90 の濃度や全 β 核種をモニタリングし公表していますが、海洋放出開始後もそれを継続しています。

このように、現在のモニタリング制度は、放射性濃度の変動があった場合には速やかにこれを探知し、放出の停止を含め適切な対応をとることが可能なものとなっています。

IAEA は、包括報告書において、政府と東京電力のモニタリングに関する活動は国際基準に沿ったものであるとし、政府と東京電力は充実した環境モニタリング計画を実施していると評価しています。

【中国側の 3 つ目のコメントへの回答】

中国政府は、3 つ目のコメントとして、「IAEA のモニタリングメカニズムには、これまでに他の国や国際機関の現場への参加は行われておらず、これでは、真の国際モニタリングとは言えず、透明性を著しく欠いている」として、日本側に対し、各利害関係者が参加できる長期的モニタリングの国際的取組の立ち上げを積極的に支持すべきとしています。

これらの点について、正確な事実は以下のとおりです。

ALPS 処理水の海洋放出については、これまで IAEA の関与を得ながら、国際基準及び国際慣行に則り、安全性に万全を期した上で進めてきています。海洋放出開始後も、東電福島第一原子力発電所における IAEA 職員の常駐に加え、同発電所からリアルタイムでモニタリング・データを提供しています。今後とも、IAEA の関与の下、国際社会が利用できるデータを公表します。また、IAEA は、日本のモニタリング活動に関するレビューを継続します。

ALPS 処理水のモニタリングについては、IAEA レビューの枠組みの下で、IAEA 及び IAEA から選定された複数の第三国分析・研究機関が、処理水中の放射性核種を測定・評価するソースモニタリングの比較評価及び環境中の放射性物質の状況を確認する環境モニタリングの比較評価を実施してきています。現

在実施されている IAEA による比較評価には、IAEA の放射線分析機関ネットワーク (ALMERA) から、米国、フランス、スイス及び韓国の分析研究機関が参画しています。IAEA によるモニタリングは、IAEA を中心としつつ、第三国も参加する国際的・客観的なものです。例えば 2022 年 11 月 7 日から 14 日にかけて、IAEA 海洋環境研究所の専門家に加え、フィンランド及び韓国の分析機関の専門家が来日し、現場において試料採取及び前処理を確認しています。

したがって、いわゆる「IAEA のモニタリングメカニズムには、これまでに他の国や国際機関の現場への参加は行われておらず、これでは、真の国際モニタリングとは言えず、透明性を著しく欠いている」という中国側の主張は、事実とは異なるものです。

IAEA は、原子力分野において、関連安全基準を策定・適用する権限を有しており（注 1）、関係国際機関及び中国を含む全 IAEA 加盟国との協議を経て、人・環境への影響に関する IAEA 安全基準を策定し、様々なレビューを実施してきています（注 2）。政治的な目的によって IAEA の活動を貶めることは受け入れられません。また、IAEA の権威・権限を否定することは、IAEA の安全基準に依拠して設定された中国の安全基準さえも否定するものであり、原子力の平和的利用の促進を阻害する極めて無責任な主張です。

（注 1）IAEA 憲章第 3 条 A6（IAEA の権限）

国連機関等と協議、協力の上、健康を保護し、人命及び財産に対する危険を最小にするための安全上の基準を設定し又は採用する。

（注 2）「IAEA 安全基準作成に係る戦略及び手順 (SPESS: STRATEGIES AND PROCESSES FOR THE ESTABLISHMENT OF IAEA SAFETY STANDARDS)」

○ALPS 処理水の海洋放出に関する偽情報について【9月2日】

ALPS 処理水の海洋放出に関し、「核汚染水」との用語を用いて西村経済産業大臣の 8 月 25 日の記者会見動画を加工・改ざんする形で、日本の水産物輸出の取扱いを誤解させるような、事実無根の情報がネット上で発信されています。

ALPS 処理水海洋放出に関する悪意のある偽情報の拡散は、被災地の復興を妨げ、復興に向け努力する被災地の人々の感情をも大きく傷つけるものです。

日本政府は、今後も ALPS 処理水について、高い透明性をもって、科学的根拠に基づく丁寧な情報提供を続けるとともに、偽情報やその流布に断固として反対します。

○エネこれ（スペシャルコンテンツ）

（1）企業の脱炭素化をサポートする「トランジション・ファイナンス」とは？
（後編）～世界の動向と日本の取り組み【8月4日公開】

- (2) 鉄鋼業の脱炭素化に向けた世界の取り組み（前編）～「グリーンスチール」とは何か？【8月10日公開】
- (3) 鉄鋼業の脱炭素化に向けた世界の取り組み（後編）～排出量の測定手法の共通化を目指して【8月24日公開】
- (4) 2022－日本が抱えているエネルギー問題（前編）【9月1日公開】

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/>
（当事務所でも紙媒体で配布しています）

●資源エネルギー庁メールマガジン（配信登録）

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/mailmagazine/>

●統計ポータルサイト（エネルギーに関する分析用データ）

<https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/analysis/>

2. 電気事業関連

○第47回システムワーキンググループ【8月3日】

第47回は、(1) 再生可能エネルギー出力制御の抑制に向けた取組等について、(2) 日本版コネクト&マネージについて、(3) システム連系に関する各地域の個別課題について、報告、議論が行われました。

○第1回同時市場の在り方等に関する検討会【8月3日】

第1回は、(1) 検討会の設置や進め方等について、(2) 今後の検討における考慮事項について、報告、議論が行われました。

○第64回電力・ガス基本政策小委員会【8月8日】

第64回は、(1) 安定供給に必要な供給力の確保に関する取組の状況等について、(2) 電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について、(3) 大手電力による不適切事案への対応について、(4) 小売電気事業の健全な競争を実現するための対策について、報告、議論が行われました。

○第3回将来の電力需給に関する在り方検討会【8月9日】

第3回は、(1) 大阪ガスの電力事業～新電力としての活動を通じて～、(2) ～カーボンニュートラルと安定供給の両立～既設電源等維持の重要性について（電源開発）、(3) 本勉強会への期待と結果の活用について（JERA）、(4) シナリオ策定の方向性（案）について（事務局）、報告、議論が行われました。

○制度検討作業部会 第十三次中間とりまとめ【8月10日】

・ 第十三次中間とりまとめ（案）
(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20230810_1.pdf)

・ 第十三次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて
(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20230810_2.pdf)

○第8回次世代の分散型電力システムに関する検討会【8月22日】

第8回は、(1) 需給調整市場における低圧小規模リソースの参入及び機器個別計測の適用に係る詳細検討について、(2) 海外の電気料金型DRの取組事例について、報告、議論が行われました。

3. 新エネ・省エネ関連

○第9回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG【8月7日】

第9回は、説明会等の認定要件化に関する詳細設計の考え方（案）について、報告、議論が行われました。

○第5回再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会【8月9日】

第5回は、(1) これまでの検討会におけるヒアリングでの主な御意見、(2) 太陽光パネルの含有物質の情報提供に関する方向性の検討、について報告、議論が行われました。

○第23回バイオマス持続可能性WG【8月23日】

第23回は、(1) ライフサイクルGHGに係る情報開示・報告について、(2) 持続可能性に係る認証取得状況について、(3) 持続可能性に係る新たな第三者認証スキームの追加要請について、報告、議論が行われました。

4. その他

○経済産業省 新型コロナウイルス関連支援策（随時更新）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

(以上)